

○愛媛県告示第三百九十七号

愛媛県立自然公園条例（昭和三十三年愛媛県条例第五十号）
第四条第一項の規定により、次の区域を肱川県立自然公園に指
定する。

その区域を表示した図面は、愛媛県庁及び関係町役場に備え
つけて供覧する。

昭和三十五年五月十日

愛媛県知事 久松 定武

喜多郡肱川町大字予子林、宇和川、西、山鳥坂、大谷各地内
東宇和郡野村町大字予子林、坂石、釜川、栗木、西、鎌田各地
内

○愛媛県告示第三百八十八号

愛媛県立自然公園条例(昭和三十三年愛媛県条例第五十号)

第六条第一項の規定により、肱川県立自然公園の公園計画を決定したので、その概要を次のとおり告示する。

その計画の位置を表示した図面は、愛媛県庁及び関係町役場に備えて供覧する。

1 単独施設

昭和三十五年五月十日

愛媛県知事 久松定武

一 保護計画

特別地域 肱川町、野村町地内

二 利用計画

| 番号 | 施設箇所 | 施設の種類 | 位 | 置 | 工種 |
|----|---------|-------|---------------|------------|----|
| 1 | 下小鍛 | 宿舎 | 肱川町大字宇和川字小鍛地内 | | 改良 |
| 2 | ダムサイト左岸 | 展望台 | 〃 | 字茶島地内 | 新設 |
| 3 | 大駄馬 | 苑地 | 〃 | 字山鳥坂地内 | 〃 |
| 4 | ダムサイト附近 | 舟遊施設 | 〃 | 大字大谷字硯地内 | 改良 |
| 5 | 轟滝 | 休憩所 | 〃 | 字大旱敷地内 | 新設 |
| 6 | 仁田駄馬 | 苑地 | 〃 | 大字予子林字大地地内 | 〃 |
| 7 | 中西湖畔 | 休憩所 | 〃 | 大字西三ツ石地内 | 〃 |
| 8 | 猿ヶ城 | 苑地 | 〃 | 大字予子林藤の原地内 | 〃 |
| 9 | 藤の原 | 展望台 | 〃 | 藤の原地内 | 〃 |
| 10 | 汗嵐 | 苑地 | 野村町大字坂石字イシアコ | | 〃 |
| 11 | 河成 | 舟遊施設 | 〃 | 大字予子林字カワナリ | 改良 |
| 12 | 赤木 | 苑地 | 〃 | 〃 | 新設 |

2 道 路

| 番号 | 路線名 | 起 点 及 び 終 点 | 主 な 経 過 地 | 工 種 |
|----|----------|--------------------|-----------|-----|
| 1 | 車道 猿ヶ城線 | 起 点 肱川町大字予子林字藤原地内 | | 新 設 |
| 1 | 歩道 小釜溪谷線 | 起 点 肱川町大字宇和川小釜地内 | | 改 良 |
| 2 | 〃 大駄馬線 | 起 点 肱川町大字山鳥坂字ガラ谷地内 | | 〃 |
| 3 | 〃 猿ヶ城汗嵐線 | 起 点 野村町大字坂石字ツルミ谷地内 | | 〃 |
| 4 | 〃 大字溪谷線 | 起 点 肱川町大字大谷字トドロ地内 | | 新 設 |

3 埠 頭 棧 橋

| 番号 | 名称 | 位 置 | 工 種 | 摘 要 |
|----|-----|--------------|-----|-----|
| 13 | 棧 橋 | 肱川町大字予子林藤原地内 | 新 設 | |

4 船 路

| 番号 | 航 路 名 | 区 間 | 摘 要 |
|----|---------|--------------------------------------|-----|
| 1 | 鹿の川湖巡遊船 | 起 点 肱川町大字大谷字硯地内 終 点 野村町大字予子林字カワナリ | |

5 簡 易 施 設

門柱、標識、案内板、指導標、野外卓、腰掛、便所等の
簡易施設は、区域内の要所に利用価値を考慮して適宜配置

するものとする。

○愛媛県告示第三百九十九号

愛媛県立自公園条例（昭和三十三年愛媛県条例第五十号）第十二条第一項の規定により、肱川県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定する。

その地域を表示した図面は、愛媛県庁及び関係町役場に備えつけて供覧する。

昭和三十五年五月十日

愛媛県知事 久松 定武

喜多郡肱川町大字予子林、字和川、西、山鳥坂、大谷、各地内
東宇和郡野村町大字予子林、坂石、釜川、栗木、西、鎌田各地内